

学位授与機構と大学教育

学位授与機構教授 舘 昭

ご紹介にあずかりました学位授与機構の館でございます。今日は「学位授与機構と大学教育」というテーマをいただいております。まず、学位授与機構の設立の経緯、それから機構の組織と運営体制と事業の展開状況、そして最後に機構と大学教育との関係ということでお話をさせていただきます。

1. 設立の経緯

学位授与機構は、1991（平成3）年に創されました國の機関で、場所は神奈川県横浜市の東京工業大学の長津田キャンパスの中にあります。その設立の議論が起こりましたのは、今から10数年前の臨時教育審議会の審議の中のことです。この審議会は、教育刷新委員会以来の教育問題に関する内閣総理大臣直属の審議会でした。教育刷新委員会は、戦後の、今の6・3・3制とか新制大学制度とかを生み出した審議会で、その後の教育改革論議はもっぱら中央教育審議会等の文部大臣の諮問機関においてなされてきたわけです。

しかし、当時、学校教育に関して、大学を含め、いろいろな批判がありまして、教育に関する抜本的な改革が求められました。ご記憶の方も多いと思いますが、審議の過程では、教育の自由化ということで、義務教育の廃止というようなことまで議論されました。結果的には、自由化というのは、個性の重視という表現に落ち着き、大学改革においても「個性化」ということが重要な課題となってきたわけでございます。その方向では「選択制の拡大」がいわれ、また「国際化」、「情報化」への対応とともに、教育体制の「生涯学習体系への移行」を唱えるという内容の答申を残して、臨時教育審議会は幕を閉じています。

学位授与機構の創設につながる議論は、1986年（昭和61）の「教育改革に関する第二次答申」で、「生涯学

習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、……、学位授与機関の創設について検討する」と提案されています。ここで「単位累積加算制度」というのは、「1または、複数の高等教育機関で隨時必要な科目を履修し、習得した単位を累積して加算し、一定の条件を満たした場合、大学卒業資格が認定されるという制度」とされています。

臨時教育審議会の答申を受けて、これを具体的な高等教育改革、大学改革につなげる役割を果たしたのが大学審議会です。この審議会は大学問題に関する常設の文部大臣の諮問機関で、1987（昭和62）年の発足以来、慶應の塾長だった石川先生が会長を務めておられます。大学審議会は、昨年の9月で創設満10年を経過しており、その間に数々の答申を出してきましたが、中でも1991（平成3年）には、「大学教育の改善について」、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」、「学位授与機構の創設について」、「短期大学教育の改善について」、「高等専門学校教育の改善について」、さらには高等教育計画に関するものなど、重要な答申が集中しております。

これらの答申の趣旨にそって、大学設置基準の改正、いわゆる「大綱化」が実施されたのがこの年です。高等教育改革の方向としては、「高等教育の個性化」、「教育研究の高度化」、「組織運営の活性化」、「生涯教育への対応」、「自己点検・評価」が唱えられており、それ以来、大学ではカリキュラム改革が活発化し、あるいはそれに合わせて教養部の改組が実施され、自己点検評価が一般化しました。そして、この同じ時期に大学の外では学位授与機構が創られたわけです。

今、「大学の外で」と申し上げたのですが、それは大学という名前が付かないという程度の意味でして、文字通り大学の外ではありません。学位授与機構は、国立学校設置法に基づいて設置されている國の機関であ

りまして、この国立学校設置法というのは、皆様の金沢大学をはじめとして全国立大学の設置を定めているものですから、機構はその同類の機関ということになります。制度上では大学共同利用機関等の一つとされておりまして、「大学共同利用機関」というのは京都の国際日本文化研究センターや大阪の民族学博物館、理系ですと高エネルギー物理学研究所や宇宙科学研究所など、そして「等」に当たるものが大学入試センターと国立学校財務センター、それに学位授与機構です。これは、この機構が、学位が本来的には大学が授与するものという趣旨から、大学の延長上の機関として創られたことを意味しています。

2. 組織・運営体制と学位の授与

学位授与機構の設置目的としましては、学位を授与すること、どんな学位を授与するのかはこれから説明しますが、調査研究の実施、それに大学における各種の学習機会に関する情報の収集、整理、提供があります。

内部組織は審査研究部と管理部が置かれ、私は審査研究部の教官ということになります。管理部の職員もみな文部省の職員です。教職員の合計は約25名という、非常に小さな組織です。ただし、これに評議委員会、運営委員会、審査会といったものが置かれておりまして、大学の協力を受けて事業を実施する体制ができます。

学位授与機構が授与すべきものとして法律によって定められています学位には2種類のものがあります。1つは、「学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与」というもので、いわゆる省庁大学校の修了者に対する学位授与です。省庁大学校の内には、大学によく似た教育を実施していくながら、大学制度の枠組みの外にあるもののが存在し、臨時教育審議会以来、具体的には、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、気象大学校、職業能力開発大学校に置かれた課程がこれに当たります。認定には大学設置に類する審査が実施され、防衛医大には学部相当だけでなく博士課程相当の、防衛大、水産大、職開大には修士相当の課程が

あります。これらの課程の修了者が学位授与機構に学位授与の申請をしてきます。学部相当の学士に関しては書類審査だけなのですが、修士、博士に関しては論文審査と口頭試問を実施しています。

もう一つの仕事が、先程の「単位累積加算制度」の話につながるものですが、大学審議会では検討の結果、丸々4年分の単位を積み上げる一般的な単位累積加算制度は時期尚早とされました。そもそも、当時は、今でいう科目等履修制度、つまり大学で科目ごとの履修に対して単位を出すという制度そのものがなかったわけです。聴講生という制度はありましたが、これは文字通り講義を聴くだけで授業ごとにその単位修得を認めるというものではありません。つまり、全く単位累積制度を実施するための基盤も経験もなかったわけです。

そこで、大学審議会では、「当面、大学に一定期間在学したものや、現行制度上大学への編入が認められている短期大学卒業者及び高等専門学校の卒業者が、そのまとまりある履修の成果を基礎として、さらに大学の科目登録制またはコース登録制や短期大学の専攻科において一定の単位を体系的に修得し、学位授与機構の定める要件を満たした場合に限って、学士の学位を授与することが適當」との判断を示し、これにそって法律が作られました。学位授与機構では基礎資格といつておりますが、短大、高専の卒業者や大学に2年以上在学して62単位以上修得して退学した者が、そのまとまった高等教育の履修成果を基礎に、その後の学習に関する単位累積加算が認められる、「短期大学・高等専門学校卒業者等においてさらに一定の学修を行った場合の学士の学位の授与」が、学位授与機構のもう一つの学位授与業務とされたわけです。

そして、こうした基礎資格を持った方たちがさらに単位を修得する先としましては、まず各大学における科目等履修生としての学修があります。この科目等履修生制度も平成3年に発足したもので、これ以前には教職のための単位を認めるといったことはあったのですが、一般的な形で正規学生外に授業科目ごとに単位認定するといった制度は存在しませんでした。そういう意味で、全く新しい制度として、科目等履修生制度がこの時作られました。

また、基礎資格該当後の単位修得先としては、学位授与機構の認定した短大、高専の専攻科があります。それまでも、短大には専攻科という制度はありました。また、高専の場合はこの時から置けるようになりました。学位授与機構では、短大、高専からの申し出に基づき、大学設置審議会の設置審査に似た手続きで、その認定作業をしております。

学位授与機構はそうした事業をしている機関ですので、とても20数名という人数、教官だけだと、6、7名の組織ができるものではありません。審査は審査会が、そしてその下部組織としての専門委員会が行い、また専門委員会には部会が置かれています。例えば、文学神学専門委員会の下には、国語・国文学部会などいくつかの部会が置かれています。委員は300人以上、臨時委員も入れますともっと多くなりますが、全国の大学の、現役の教授ポストにある先生方にご協力いただいています。そういうことで、全国の大学のご協力によって運営されているのが、学位授与機構です。

3. 基礎資格該当後の学習と審査

さて、基礎資格該当後の単位を積み上げる仕組みですが、詳しくは『新しい学士への途』という冊子がございます。「新しい」と申しますのは、大学の卒業と別のルートでという意味で、機構で付けたキャッチフレーズみたいなものですが、この制度で学士授与の申請をする人は、これが具体的な手引、規則集になっています。

基本的な要件としまして、基礎資格に該当すること、それに先程申し上げました短大、高専の卒業、大学に2年以上在学し62単位以上修得、そして外国の学校の場合等がありますが、今は省略させていただきます。それからさらに機構の示す審査基準に適合する形で最低2年以上にわたって62単位の単位を積み上げなければなりません。そして、それに加えて、学修成果の提出と試験が課されます。学修成果というのは、原則レポートで、それにそった試験を実施しています。

そして、授与される学位に付記される専攻分野としては、文学、教育学、神学、社会学、教養、学芸、社会科学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、理学、

薬学、看護学、保健衛生学、鍼灸学、栄養学、工学、芸術工学、商船学、農学、水産学、家政学、芸術学、体育学がございます。これは平成3年以前の設置基準で学部の名称の例とされていましたので、それを踏襲しております。ここには例えれば国際〇〇といった名称がありませんが、当初、こうした新しい分野を議論しておりますと、整理が難しくなってしまうということで、大学の4年制の専攻分野として成立している分野は全て網羅するが、名称は旧来のものでやつていこうということにしました。つまり、国際文化といった分野を勉強した人には、その名称の専攻分野はないけれど、例えれば教養の中でちゃんとその方向の審査基準が用意されています。

次に審査ですが、修得単位の審査と、学修成果・試験の審査があります。まず、修得単位の基準としましては、2年制の短大の卒業ですと、さらに2年以上の学修、62単位以上の修得が必要になります。また、3年制短大の卒業ですと、1年以上の学修、31単位以上の修得が必要です。つまり、基礎資格該当までの学修と合わせて、4年制大学と同様の年限、単位数が要求されます。この勉強先は、先程申し上げましたように、大学での科目等履修生としての学修、あるいは短大、高専の認定専攻科です。大学に正規入学して履修してもよいですし、大学院や大学の専攻科の学習でも可能です。

それから、学習には一定の体系性が必要で、機構ではそれを学習者の履修の方針として示しています。「単位の修得に当たっては、専攻に掛かる専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮して履修しなければなりません」という文章ですが、これは皆様にお馴染みの大学設置基準の教育課程の編成基準を、学習者の履修基準として書いたものとなっています。

この文章は抽象的ですが、それを具体化した基準が作られています。まず、全ての単位は、専門的科目、専門関連科目、その他に分類され、それぞれが全体として、あるいは基礎資格該当後にどの程度なければならないかといったことが示されています。それから、大学との関係で重要なことですが、基礎資格該当後の

修得単位の中に、大学の単位が16単位以上必要とされています。先程、基礎資格該当後の学修先として認定専攻科があると申し上げたのですが、そこでの学修だけでは要件を満たしません。16単位というのはおよそ半年、1学期分の単位に当たりますが、それだけはどうしても大学で勉強することが必要とされています。

また、専攻分野ごとに、専攻分野によっては、例えば専攻分野の文学では、国語・国文学、英語・英文学、……、というように、専攻の区分ごとにどのような内容の科目を履修しなければならないかなどの審査基準を設けています。現在、その区分と審査基準は必要とされるほとんどの専門分野で作成されておりますが、例えば専門分野工学に経営工学といった区分がありません。これは、この分野の審査基準を作らないという意味ではありません。専攻の区分と審査基準は、全て当該分野の先生方に委員になっていただき、その協議の下に逐次作っていっているので、大変手間のかかる作業です。そこで、機構の発足以来、申請が切迫した分野から作り始め、ずっと整備を続けております。したがって、経営工学という名称になるか、もっと一般的な名称となるかは別としまして、いずれは社会系の工学分野の基準も作られることになりますし、日本の大学で4年制の学士の分野とされるものには対処していくものと、認識しております。

また、先程申し上げましたように専攻分野の名称はクラシックですが、各分野、区分で必修とされる専門的科目は124単位の内の40単位程度、多くとも50単位に押さえられており、この単位数は全必要単位の3分の1ほどであり、平均的なアメリカの学士課程のメジャーの比率と同程度になっています。つまり、この基準では相当に幅広い勉強をしてきた人も対応できるものになっているわけです。これは、実際に申請てくる人がその程度の専門科目しか履修していないという意味ではありません。現に短大プラス専攻科で勉強してきた人は、専門科目だけで100単位以上という場合も起ります。しかし、最低基準をこうした形にすることによって、柔軟性を持たせているのです。

さて、こうした基準の下に修得単位の審査が行われます。もちろん履修の証明書は各機関からちゃんといただいていきます。しかし、単位の履修基準はぎりぎ

りの最低限で決められており、その修得先も多様です。そして、その単位の取得が相当古い時期のものという場合もあります。しかし、学士の学位にふさわしい体系的な学修ができたかは、今、計らなければなりません。そこで、機構ではいろいろ検討した結果、審査に学修成果を取り入れました。学修成果とは、専攻にかかる特定の課題（テーマ）についての学修の成果をいい、原則としてレポートの形で提出するものです。そして、試験は提出された学修成果が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の学力を有しているかを見るために行われ、提出された学修成果の内容に関連する事項について、原則として小論文の形で課されます。

レポートは、400字詰め原稿用紙で30枚以上50枚以下の量を要求しています。ここでは、あえて卒業論文といった表現は用いておりません。もちろん大学ではありませんので卒業という概念は成り立ちませんし、また、オープンな制度であって、必ずしも論文の指導者がいるような環境の方だけを対象にしているわけではありません。それに、大学でも、卒論が必修とは限らないこともあります。なお、芸術分野に限りましては、レポートの代わりに作品を提出することができます。

試験では、レポートの内容が本人の学力として定着しているかを見ますが、レポートに十分表し切れていない学力を見ることにもなり、レポートと試験両方で、総合して実力を計るというやり方をとっています。

4. 事業の展開状況

さて、ここまででは学位授与機構の組織と運営、あるいは学位授与制度の仕組みといったことをお話ししてきました。では、その仕組みのなかで、どの程度の仕事が行われてきたか、それをこれまでの申請者数と授与者数で見てみたいと思います。

短大・高専卒業者等への学士の学位授与の方ですが、この制度では申請を4月と10月の年2回受け付けています。一部には3学期制もありますが、大部分の大学では2学期制で3月と9月に授業が完結して単位認定が行われる。そこで、機構ではその直後の4月と10月

に申請を受け付けるようにしています。申請を受け付けてからは、審査のための委員会を開催したり、先生方にレポートを査読していただき、問題をお作りいただき、試験を実施したり、もちろん修得単位の審査や確認もあります。そんなことで、審査の終了、学位の授与まで約半年かかります。それで、4月申請者は9月までに、10月申請者は翌年3月までには結果が出て、学位が授与されます。今は、丁度10月に受け付けた方たちの、1,130名ですが、その方たちの審査の最中です。申請受付後、当該委員会を召集いたしまして、12月には試験を実施し、先週までに集中的に委員会を開いて判定を行っていたところです。

最初に申請を受け付けたのは、平成4年の10月期で、申請者は5名でした。当時はまだ科目等履修生制度や認定専攻科が発足したばかりで、その積み上げによる申請者は存在しない時期で、最初の応募者は大学中退者、その中にはいわゆる大学を3年で中退して飛び級で大学院に進んだ方がいました。この大学院への飛び級入学者への学位授与というのは、必ずしも学位授与機構の仕事として予定されていたことではないと思いますが、日本の制度ではこの方たちが学士学位を取り損なってしまうことから、機構に申請する方が出てきています。

その後の申請者数は、5年4月期33名、5年10月期117名の申請、6年4月期69名、6年10月期345名、7年4月期158名、7年10月期539名、8年4月期214名、8年10月期777名、9年4月期281名、9年10月期1,130名といった具合に推移しています。これだけでは、申請者数が増えたり減ったりを繰り返しているように見えますが、これにはわけがあります。実は、現在のところ、申請者の約4分の3が認定専攻科の修了者ですが、2年制短大や高専の上の2年制専攻科、3年制短大なら1年制の専攻科の修了見込み者が10月期に申請できますので、4月期より10月期の方が申請者が多い構造になっております。したがって、4月期と10月期を別に見てみると常に増加傾向にあります。

この見込み申請が認められることによって、例えば専攻科の修了見込み者が大学院を受験することが可能となります。もちろん、学士学位の取得はあくまで見込みですので、審査の結果不合格になる可能性もあり

ますが、それは大学卒業者が卒業見込みであっても必修単位を落としたり、卒論が書けなくて卒業できないということが起こるのと同じです。

そして、平成9年4月までに2,538名からの申請があり、2,188名が合格しています。率にすると約8割5分で、学修成果・試験で落ちる人もいれば、修得見込み単位が取りきれなかったという人もいます。いずれにしましても、100%合格させているわけではありません。

もう一方の、いわゆる省庁大学校の修了者に対する学位授与ですが、大学の学部に相当する認定課程としては、防衛、防衛医科、水産、海上保安、気象、職業能力開発の6校の課程がありますが、ここからの申請者には、課程認定をしているということで、書類審査で学士の学位を授与しています。毎年1千名弱の申請があります。先程説明したように認定では、大学設置認可と似た審査が行われますが、大学と違うのは、5年ごとに再審査を実施することになっており、現在5年を経過した課程の審査を実施しているところです。

修士相当課程は防衛、水産、職業能力開発の3校に、博士相当課程は防衛医科にありますが、この修了者の場合は論文審査を実施しており、1件について3人ほどの委員がついて審査しています。修士は毎年100件程度、博士は10件程度の申請があり、幸い今までのところ全員が合格しています。

これらはほとんどは、機構の発足以前から存在したものですが、水産大学校の水産学研究科と防衛大学校の安全保障研究科は、いずれも修士相当課程ですが、機構ができてから創られたもので、後者はまだ修了者を出しません。なお、その課程の修了者が出てきて、審査に合格した場合、修士の専攻分野名は社会科学になる予定です。

5. 学位授与機構と大学教育

さて、これまでご説明してまいりましたように、学位授与機構は大学の延長線上の機関として、大学総体の事業を補う組織として創られたものと、私は認識しています。個々の大学では対応できないような問題が、今の日本社会には起こっている。いろんな形で勉強する人がおり、複数の大学を動いて学ぶ人がいる。大学

以外にも高等教育を実施する機関が存在し、そこに学ぶ人たちがいる。その人たちを、学位制度の中でどう位置づけるのかという問題が発生してきており、その内の一部を解決することを課されたのが、学位授与機構だと思うのです。

学位授与機構は大学と深い関係にあります。具体的には科目等履修制度です。大学が、当該の学生以外にも履修を可能にし、授業科目ごとの単位認定を行うようになった。それをまとめた評価に繋げる、その受け皿として学位授与機構がある。つまり、大学で科目等履修制度が発展しないならば、機構の仕事は成り立ちません。機構は、大学がこれからの生涯学習社会に向けて、大学を開いていく際に、大学全体の機能を補う役割を負って生まれたものといえます。

また機構では、学習機会の情報提供業務の柱として、『科目等履修制度開設大学一覧』を、毎年各大学からデータをいただいて発行しております。

最後に指摘しておきたいことは、単位累積加算制度の展開におきましては、やはり平成3年から大学自体がその第一歩を踏み出しているということです。この時の設置基準の改正で、大学は大学外の学習を単位として認定できるようになりました。つまり、大学の専攻科、高等専門学校、専修学校専門課程での学修、教員免許や社会教育主事、司書、司書教諭、さらには英検などの技能検定合格に係る学修などを評価して単位に認定するようになりました。

このような認定は学位授与機構ではやっていませんが、これは、当該機関以外での学修を単位認定して卒業要件に使うという意味で、単位累積加算の枠組みの中の制度になります。単位累積加算制の発展という面でも、大学と学位授与機構は密接な関係を持っているというのが、私の認識です。

今日は、こうした機会をいただき、ありがとうございました。

質 疑 応 答

質問：さっき放送大学は除いてましたが、放送大学の単位はどうなるのですか。例えば短大を出て、その後放送大学で単位を集めて申請というのはできるのですか。

館：この制度では大学の単位には一切区別がございませんので、通信制でももちろんよいということになっております。実際、うちへの申請者のかなりの部分が放送大学で履修しています。大学単位がどうしても必要ですので、例えば高専の専攻科の多くが、放送大学を活用しています。電波自体はようやく今度全国に届くようになったんですが、それ以前からまとまって需要がある場合には、ビデオの貸出というのをやって、そっちに指導者がいないといけないような仕組みになっているんですけれども、そういう形でかなりの高専が放送大学の科目を使っているようです。それから、放送大学以外にも、私立の通信制の単位を使っている方も相當いらっしゃいます。

質問：我々の医学部保健学科は、前身が医療技術短期大学として、たくさん的人がすでに学位授与機構にお世話になっています。将来のことについてお聞きしたいのですが、一点は、専修学校の問題です。専修学校の卒業生が、例えば現実問題として、編入の資格に当たるかどうかという問題がございます。それは専修学校は授業時間等でやっています。大学は単位でやってますので、非常にその間がスムーズにいくんですが、専修学校の場合はそうではない。この問題を学位授与機構などが、どのようにと考えているかという点です。一説によると、編入資格に専修学校も入れるべきだというような答申も出ているかと思いますが、そのあたり単位と学位授与機構との関係です。それからもう一点は、学位授与機構の単位累積の考え方で、修士課程の修士の学位をどう考えておられるか。その二点についてお聞きしたいと思います。

館：まずその専門学校、専修学校専門課程の問題ですが、短大、高専と違って、日本の法規上は大学への編入資格がない。編入資格というのは、何かというと、入学した時に年限が控除される、あるいは、単

位が認められるということですね。従って、いきなり3年生になれたり、4年生になれたりするんですが、学位授与機構の場合、さきほどご説明したように、学位授与機構の基礎資格というのも、編入資格に合わせているということでございます。そうしますと、専門学校の方はないということになりますし、特に看護系とか、保健系では、免許状は同じ扱い、職業資格としては、同等の扱いの機関が短大だったり、専門学校だったりするということで、課題があるわけですね。先生ご指摘のように、昨年の9月でしょうか、大学審議会の答申で、基本的には、専門学校内の一定の条件を満たすものの卒業生に対して、編入資格を与えようという答申をされてますね。合わせて、学位授与機構にも、簡単にいってしまえば、基礎資格と、認める方向で検討しようという段階までできています。それで、今、大学審議会で2年毎に一応任期がくるもので、今、また6期が始まつたところなんですね、そこで当然具体化の議論がされる、あるいは、文部省で具体化の、これは法改正が必要になります。法律の改正は必要かどうか分かりませんけれど、法規の改正は必要になりますので、基本的には、そっちの方向で動いていると思います。ただ、ご指摘の時間制と単位制の関係に関しましては、これは基本的な換算方式みたいなものがあるんですね。今でも、先程も説明しましたように、専門学校での勉強を単位認定してもいいってことになった時に、換算方式を作っておりますし、それに合わせれば一応計算は出来るということですので、その点はあまり問題じゃないのではないかと思います。それから、修士の方ですが、臨教審のレベルでは、話題に登ったようですが、大学審議会としても議論の少し対象になったと思いますけど、当面はやらないということだと思います。それから、そういうことに対する学位授与機構の立場というのは、微妙でありますし、その法規に係わるような問題というのは、学位授与機構が何とかいうというよりは、学位授与機構は実施機関なんですね、作られた制度の実施機関。従いまして、法律に従って、今、二つの枠組みの制度を運用するということになっておりますので、それに従ってやっておりまして、その先のこ

とをとやかくいうということは、あまり学位授与機構の役目かどうか分からないです。ただ調査研究機能があるということで、そういう意味でいろいろ勉強しております。勉強はしておりますが、これは、直接政策、高いレベルの政策に係わる事柄で、修士に関しては、今、さきほど専門学校でいったようなレベルで、具体化の動きがあるとは、全然聞いておりません。

質問：三つお聞きしたいんですが。一つは、大学院の飛び級との関係。要するに、金沢大学の自然科学研究科も飛び級を認めていますが、飛び級してしまうと、結局学士の学位が持てない。大学院の飛び級の案内を作る時に、これは学位授与機構に出せばあとで学士を取れますよというようなことは、普通に紹介しても構わないものなのかなどうか。二つ目は、今、大概の大学というのは通常124単位以上とらせてます。そうしてみると、4年生の段階で学位授与機構に出せるような単位数をすでに学生がとっているという計算になる。そうした場合に在学中の学生というのは、一体出せるのかどうか。あるいはもし何かで残ってしまった学生が、卒業論文を書かないで、学士だけ取りたいという時に出せるのかどうか。もう一つ、専門的科目の単位なんですが、今、大学設置基準の方は、一般教養と専門というように分かれてしまんね。これはもう区別なく、大学の中では、二つに分けたり、あるいは三つに分けたりしますが、その中で、例えば大学の中で分かれている一般教養的なものの中の、例えば経営学だったら経営学に対する旧の一般教養の位置にあった科目であっても、この専門的科目に入るのかどうか。そうじゃなくて、旧の専門科目のところの中身のものでないと都合が悪いのかどうか。そのあたりはどうなんでしょうか。

館：大学院の飛び級の問題で、まず学位授与機構の制度についてパンフレットに書いていいのかというご質問ですね。正確に書かれる分には、問題ないと思います。落ちる可能性もある。だから、飛び級でいつても、取れる道があるということは書いていいと思いますけれど、要するに、取れるということが保証されているわけではございません。そのへんを慎重にしていただきたいと思いますけれど、それ 자체は

事実でございまして、現実に飛び級の方に学士を出したり、あるいは、審査をしております。

それから、在学中の問題なんですが、在学中は申請できません。要するに二つの学士を一邊に目指しているというのは、二重在籍とは違うんですけども、馴染まないだろうということで、在学中は出せない。申請書のところにも、在学していませんというは宣誓していただいております。

それからもう一つの例えは経営学の単位があると、それが旧でいうと、一般教養の単位であったり、専門の単位であったりという問題ですが、これに関しましては学位授与機構の審査では特に区別しないであります。あくまで、レベルではなくて、内容的に

どの分野に属するか。専攻の区分の経営学の基準で経営学に属するのか、属さないのかということでやっておりまして、ただそういうこともございますので、やっぱり最後に全体的なレベルを見させていただく必要があるんじゃないかということで、学修成果の提出を求めているわけです。実は、アメリカの制度なんか調べると、アメリカの場合は前期2年と後期2年というのは、割合はっきり区別がございまして、単位のレベルを分けてるんですね。だからアメリカ流にいふと、分けるべきだと思うんですが、そういう扱いはできないということですから、レポートと試験というものを課してやっております。